

地域の身近なスポーツの場づくりに関するオンラインセミナー
第3回 学校体育施設の有効活用について

学校体育施設の有効活用について

令和5年2月17日



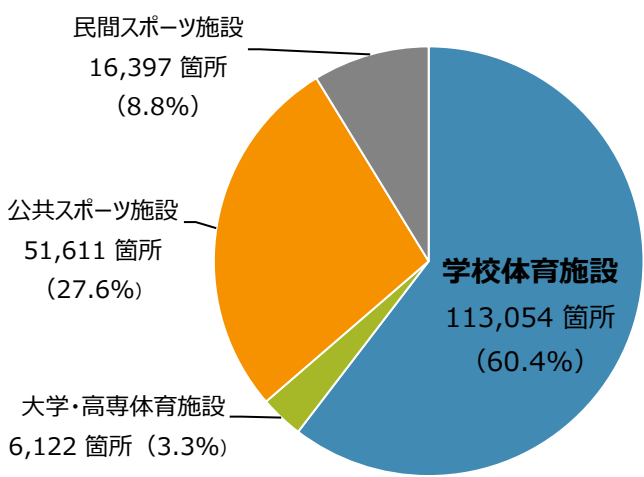
スポーツ庁
JAPAN SPORTS AGENCY

- 1. 学校体育施設の開放の現状**
- 2. 学校体育施設の有効活用
に向けた取組**
- 3. 学校開放時の受益者負担
に基づく利用料設定の事例**

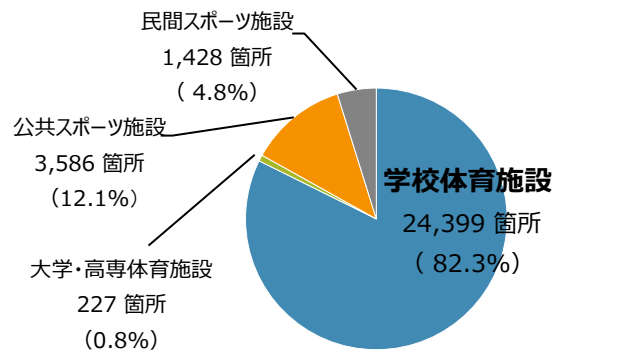
我が国の体育・スポーツ施設における「学校体育施設」の状況

- 我が国の体育・スポーツ施設全体の中で、学校体育施設が約6割を占める
- 水泳プール、体育館、多目的運動場といった主要な施設種別では約 8 割
- 地域におけるスポーツの場として、学校体育施設の有効活用を一層進めることが重要

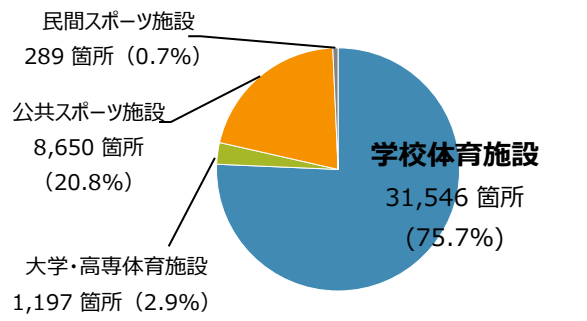
我が国の体育・スポーツ施設数（平成30年10月1日現在）



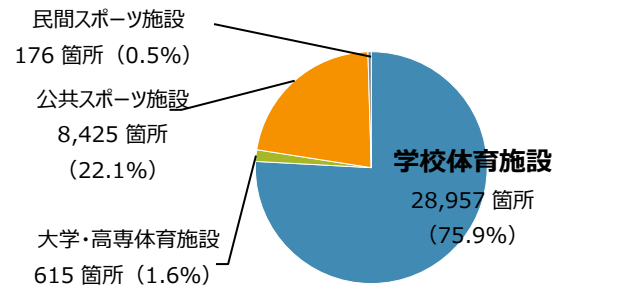
水泳プール施設数（平成30年10月1日現在）



体育館施設数（平成30年10月1日現在）



多目的運動場施設数（平成30年10月1日現在）

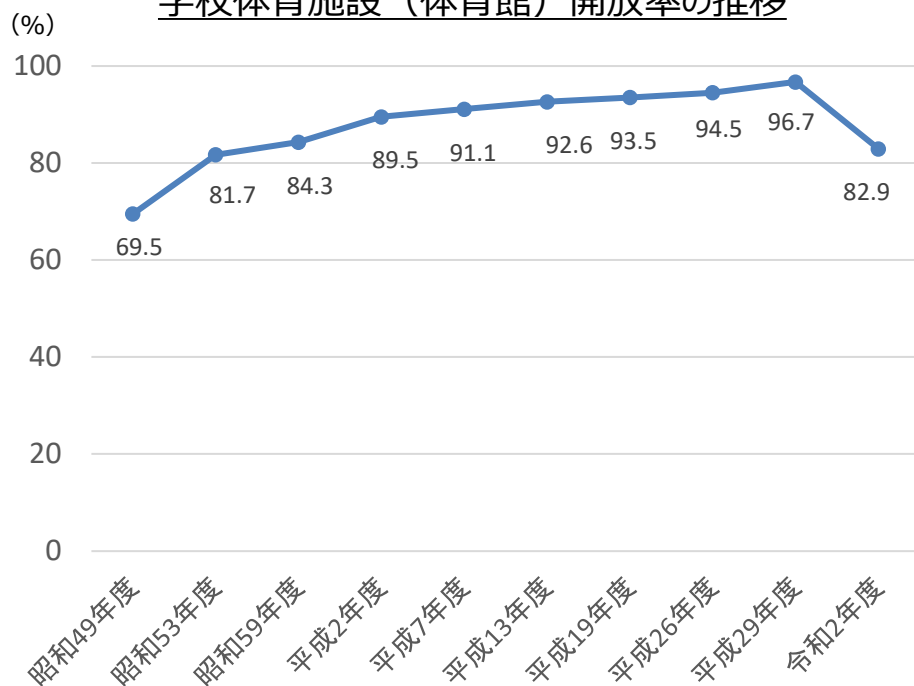


※「学校体育施設」とは、公（組合立を含む）私立（株式会社立を含む）の小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校の体育・スポーツ施設を指す。
 （出典）スポーツ庁「体育・スポーツ施設現況調査」

学校体育施設の開放状況

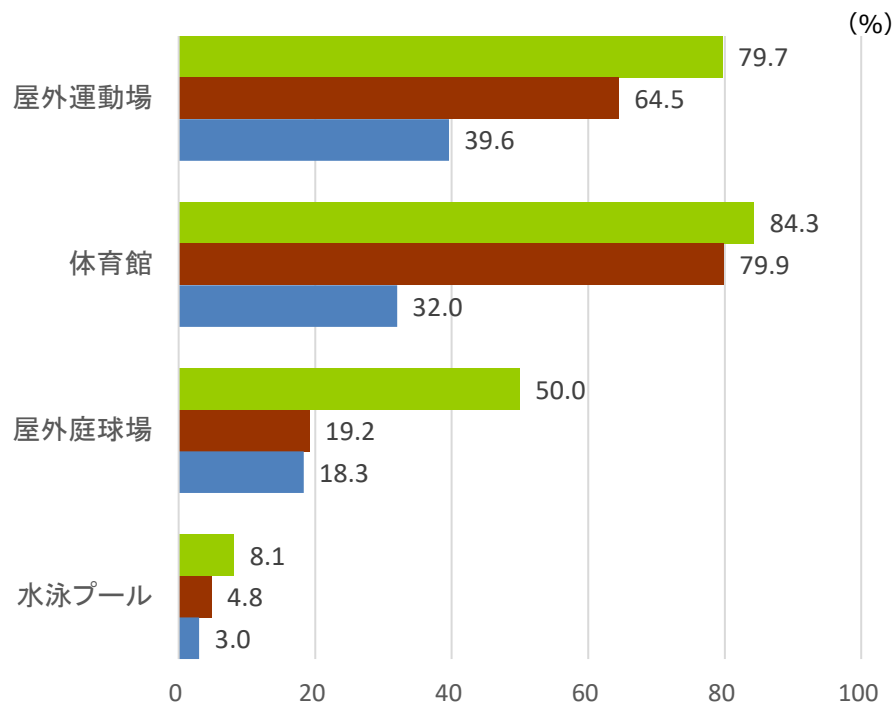
- ・ 開放率はコロナウイルス感染症の影響で若干落ち込んでいるが、高い水準にある
- ・ 施設種別毎では、体育館、屋外運動場の開放が進み、水泳プールは開放率が低い
- ・ 学校種別毎では、小学校が高く、次いで中学校、高等学校の順

学校体育施設（体育館）開放率の推移



※公立小中学校の体育館を対象として、開放事業実施率の推移を示している。
 ※令和2年度は速報値

施設種別・学校種別毎の開放状況（令和2年度）

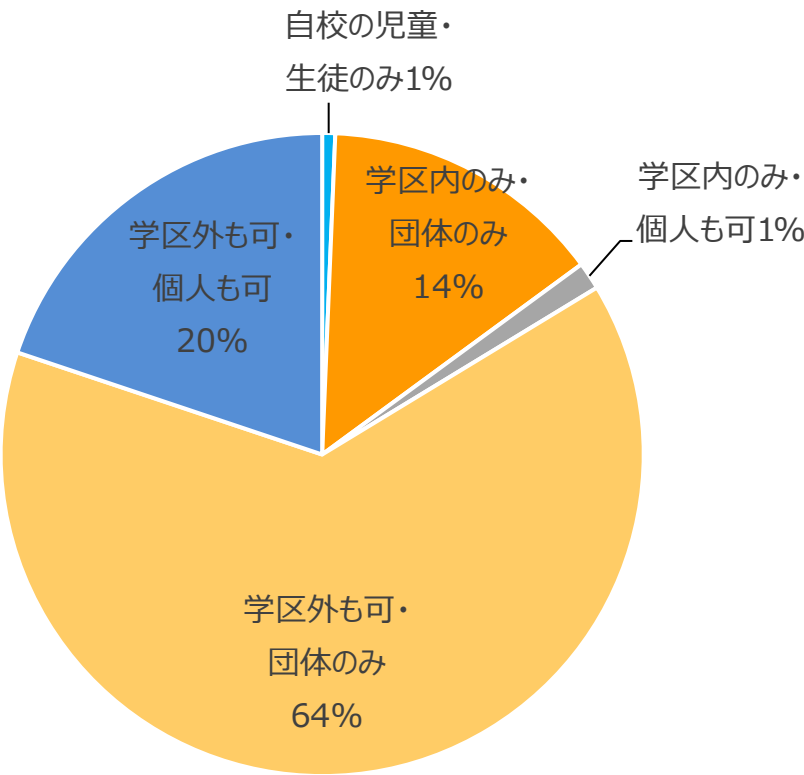


※公（組合立を含む）立小・中・高等学校を対象とする。
 ※データは速報値を使用

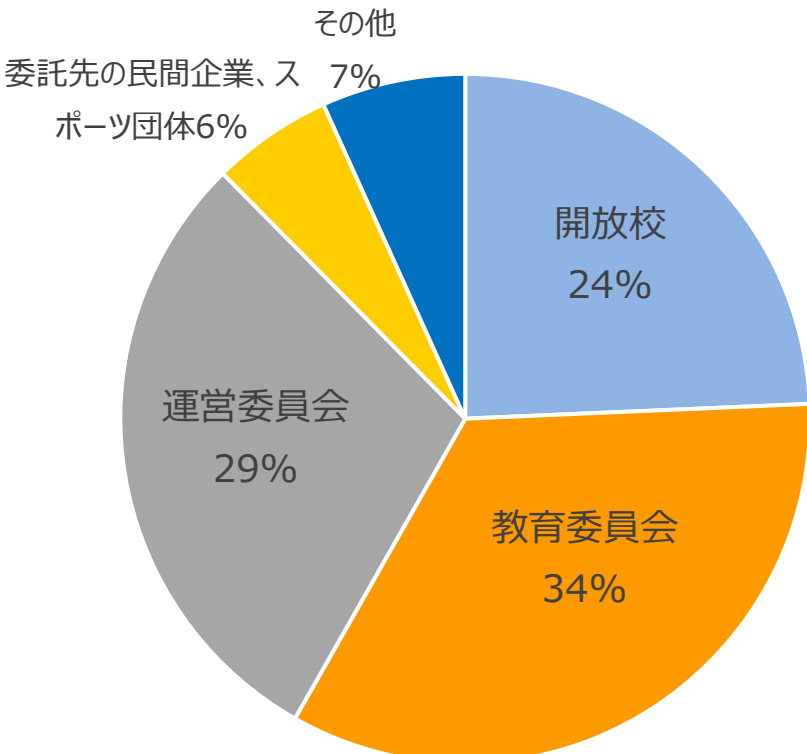
学校開放の対象・業務運営形態

- 学校開放の対象
 - 団体のみに開放しているところが多く、個人利用は進んでいない。
 - 学区外も可とするところが多い
- 学校開放の業務運営形態
 - 教育委員会、運営委員会など委員がそれぞれ約 3 割、開放校が約 2 割であり、外部委託は少ない

学校開放の対象（公立小中学校の体育館、令和2年度）



学校開放の業務運営形態（公立小中学校の体育館、令和2年度）



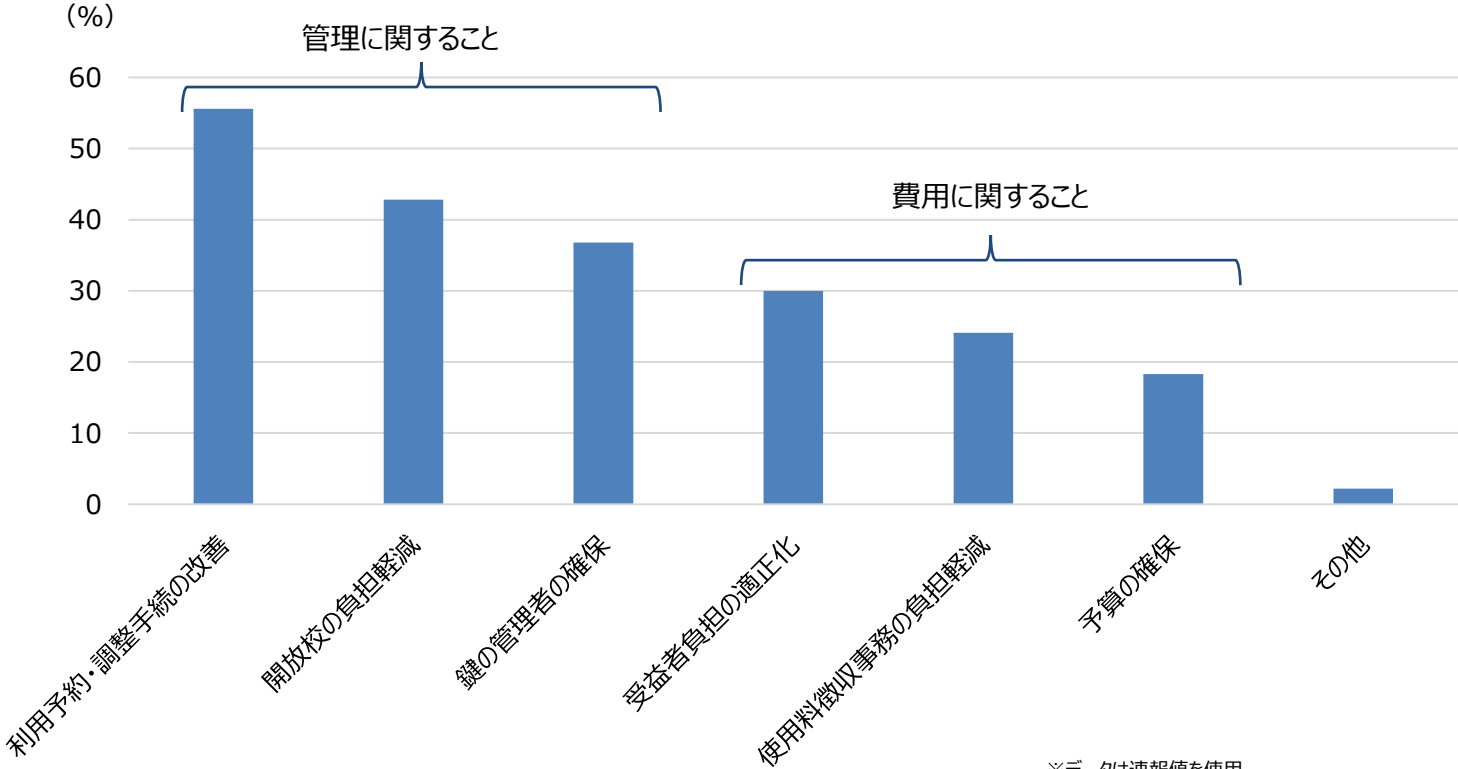
※データは速報値を使用
（出典）スポーツ庁「体育・スポーツ施設現況調査」

学校体育施設の開放に関する課題

以下の2点が主な課題

- 管理に関すること（利用予約・調整手続き、鍵の管理など）
- 費用に関すること（受益者負担の適正化、使用料徴収事務の負担軽減、予算の確保）

学校体育施設開放の課題（市区町村・複数回答可、令和2年度）



※データは速報値を使用
（出典）スポーツ庁「体育・スポーツ施設現況調査」

学校体育施設の有効活用に関する手引き（令和2年3月）の概要

背景・目的

- 誰もが日常的にスポーツに参画することのできる機会の確保（スポーツ基本法、第2期スポーツ基本計画）
- スポーツを通じた健康寿命の延伸に対する強い期待（スポーツ実施率向上のための行動計画・中長期的施策）
- スポーツ施設の老朽化や財政難、人口減少等への計画的な対応（スポーツ施設のストック適正化ガイドライン）

スポーツ施設の約6割を占める学校体育施設について官民連携等の工夫を図り如何に活用していくかが重要

学校体育施設の有効活用に向けた検討・実施の際のポイントや参考事例を、

目的（モチベーション）・**運営**（ソフト）・**施設**（ハード）の観点から5項目に整理し、自治体担当者向けに提示。

※学校・施設種別ごとの傾向も踏まえた一般的な留意事項もあわせて整理

①学校体育施設をより広く利用してもらうための目的の明確化

地域のスポーツ環境充実、児童生徒への好影響、地域社会との連携推進等、施設活用の目的を幅広く検討し明確化する

- 誰もが気軽にスポーツに親しめる社会へ
- 地域で見守る学校施設（学校体育施設）へ

②安全・安心の確保

動線の分離等により児童生徒の安全を確保するとともに、リスク分担など安全安心確保のための体制を整備する

- 一般利用者と児童生徒の動線を分離する工夫
- 安全・安心確保のための体制整備

③持続可能な仕組みづくり

業務・事業としての明確化や、学校教育に支障ない範囲の指定管理等の工夫を図る

- 業務・事業としての明確化
- 学校や行政からの外部化
- 民間事業者等が参画しやすい環境づくり
- 適切な受益者負担の仕組みづくり

④利用しやすい環境づくり

利用日時や利用可能な対象者、実施可能な競技種目など、多様なスポーツ活動のニーズに対応し、ICTも利用して学校体育施設を最大限活用する

- 学校体育施設の多様な利用推進
- ICTを活用した利便性の向上

⑤新改築・改修時の留意点

新改築・改修時には、地域のスポーツ施設として機能、仕様等を検討（複合化、バリアフリー化やユニバーサルデザインへの配慮等）するとともに、PPP/PFI等の事業手法の導入についても検討する

- 地域スポーツ施設としての整備
- PPP/PFI事業の導入
- 学校開放事業を前提とした施設水準の確保

ポイント・有効活用方策（参考事例）

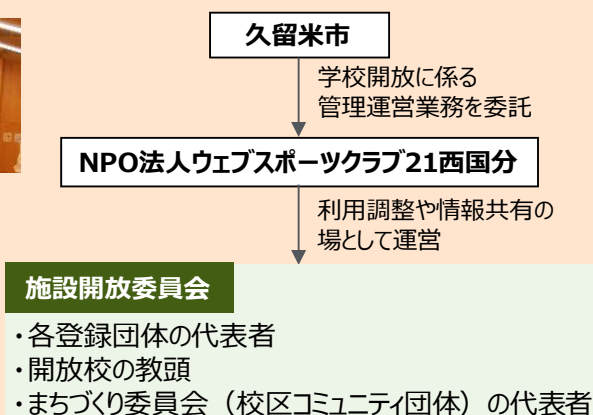
2 学校や行政からの外部化

- 学校施設開放事業の運用においては、教育委員会や学校に利用調整や鍵の管理などの負担がかかっている状況も見受けられる。
- そのため、学校教育に支障のない範囲で、学校開放事業における運営について、指定管理者制度や業務委託等を活用し、民間事業者や総合型地域スポーツクラブ、地域団体等に委ねていくことを検討することが望ましい。
- 学校開放事業において指定管理者制度を活用する場合**には、各自治体において「**学校施設使用条例**」等を制定し、**学校開放事業における指定管理者制度の適用を位置づける**ことが必要である。

参考事例 久留米市の総合型地域スポーツクラブへの委託スキーム



調整会議等を行う
クラブハウス内部の様子



- 久留米市では、**市立学校施設の開放に関する規則において、総合型地域スポーツクラブに開放業務を委託する旨を規定**。3つのクラブが学校開放の管理運営を行っている。
- 学校からは教頭等の管理職が毎月の調整会議に出席するが、**調整会議の準備や進行はクラブが実施**。利用調整や利用者への指導もクラブが行っており、学校の負担は比較的小さい。

4 適切な受益者負担の仕組みづくり

- 施設・設備の老朽化が進み、学校体育施設の維持管理コストによる財政負担が今後増大するが、現在の学校体育施設開放事業では、無料もしくは安価な使用料の設定がなされていることが多い。
- 今後持続可能な仕組みで学校体育施設を活用していくにあたっては、**受益者負担の考え方に基づく使用料の変更等**、将来の財政負担軽減等に資する方策を講じる必要がある。
- 指定管理者制度の導入を考える場合においても、使用料の徴収は、事業者の参入意欲の向上に寄与すると考えられる。

参考事例：北上市

		体育館	夜間照明	券売所			体育館	夜間照明	券売所	
1	黒沢尻東小	¥100/時	設置無	北上勤労者体育センター	4	いわさき小	¥200/時	設置無	和賀交流センター	
	黒沢尻西小	¥100/時	設置無			笠松小	¥200/時	設置無		
	黒沢尻北小	¥200/時	設置無			和賀西小	¥200/時	設置無		
	北上中	¥200/時	¥940/面・時			和賀西中	¥200/時	¥310/30分		
	上野中	¥200/時	¥1,250/時			和賀東中	¥200/時	¥310/30分		
2	立花小	¥200/時	設置無	黒沢尻体育館	5	和賀東小	¥200/時	設置無	多目的催事場	
	東陵中	¥200/時	¥1,460/時			照岡小	¥200/時	設置無		
	江釣子小	¥200/時	¥1,040/時			東陵中※	¥200/時	¥1,460/時		
	江釣子中	¥200/時	設置無			6	口内小	¥200/時		設置無
	鬼柳小	¥200/時	設置無				東陵中※	¥200/時		¥1,460/時
3	南中	¥200/時	設置無	北上総合体育館	7	黒岩小	¥200/時	設置無	黒岩地区交流センター	
	飯豊小	¥200/時	設置無				東陵中※	¥200/時		¥1,460/時
	二子小	¥200/時	設置無							
	更木小	¥200/時	設置無							
	飯豊中	¥200/時	設置無							
	北上北中	¥200/時	¥1,250/時							

【北上市の学校開放事業における使用料設定の取り組み】

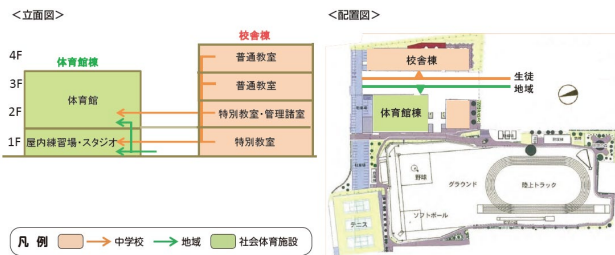
- 北上市では市内26校（小学校17校、中学校9校全校）の小中学校の体育館について、**利用料金及び夜間照明利用料を徴収**している。（屋外運動場は無料）
- 利用料金及び夜間照明利用料の設定については、平成22年12月制定の北上市立学校施設の開放条例において定められており、対象施設の規模に応じて設定されている。
※令和元年10月1日に条例改正、利用料金値上げ

新改築・改修時の留意点（抜粋）

1 地域スポーツ施設としての整備（学校施設と他の公共施設の複合化）

- 学校施設の整備にあたっては、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減と予算の平準化等の観点から、他の公共施設との複合化等を検討することも有効である。
- 学校体育施設をより広く利用してもらうための環境整備だけではなく、公的ストックの適正化による持続可能な地域スポーツ環境の確保の観点からも、地域の実情に応じ、学校施設と社会体育施設等の複合化（社会教育施設への転用等）を検討することが望ましい。
- 学校の立地によっては自家用車等での来場者が想定されるため、条例等に基づく駐車場の附置義務がない場合でも、一般利用者の駐車スペース等を考慮して整備・運営を計画することが望ましい。

参考事例 宇ノ気中学校の複合化事例



【宇ノ気中学校の市立体育館複合化事業】

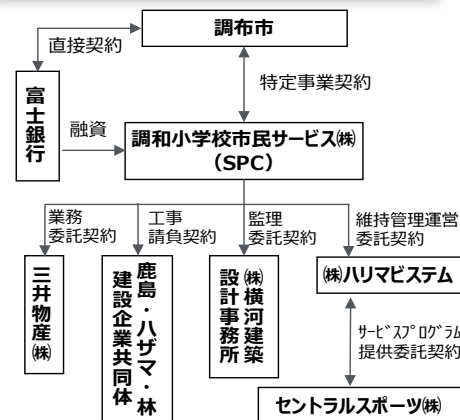
- 市が中学校整備の際に、体育館を社会体育施設として整備し、総合型地域スポーツクラブ「クラブパレット」が指定管理者として管理運営。
- 市からの指定管理は、利用料金制を取り入れているため学校利用以外の時間については、総合型地域スポーツクラブが創意工夫のもと活動を実践している。また、総合型地域スポーツクラブに対する活動補助金も市から支出していない。
- 学校開放の予約や受付も地元の指定管理者が行うことで、地域住民は安心して、容易に利用できるようになっている。
- 学校施設としての体育館と社会体育施設としての体育館を併せて整備することで市の財政上も大きな効果があった。**
- 一部の部活動においては、総合型地域スポーツクラブの人材が、部活動の外部指導者として指導している。部活動の顧問が当該スポーツを得意でないこともあるため、教師や生徒にとって有益である。

2 PPP/PFI事業の導入

- 官民連携による学校体育施設の有効活用、施設整備・運営の効率化等を図るため、学校体育施設の新改築・改修等を行う際には、民間の資金・ノウハウを活用したPPP/PFI事業の導入を検討することが効果的と考えられる。
- 例えば、施設の設計から整備、管理運営までを一貫して実施するPFI事業では、効率的な事業運営が可能になるとともに、施設の利用促進等の創意工夫が期待できる。

参考事例：調布市立調和小学校

PFI事業スキーム



【調布市調和小学校のPFI事業】

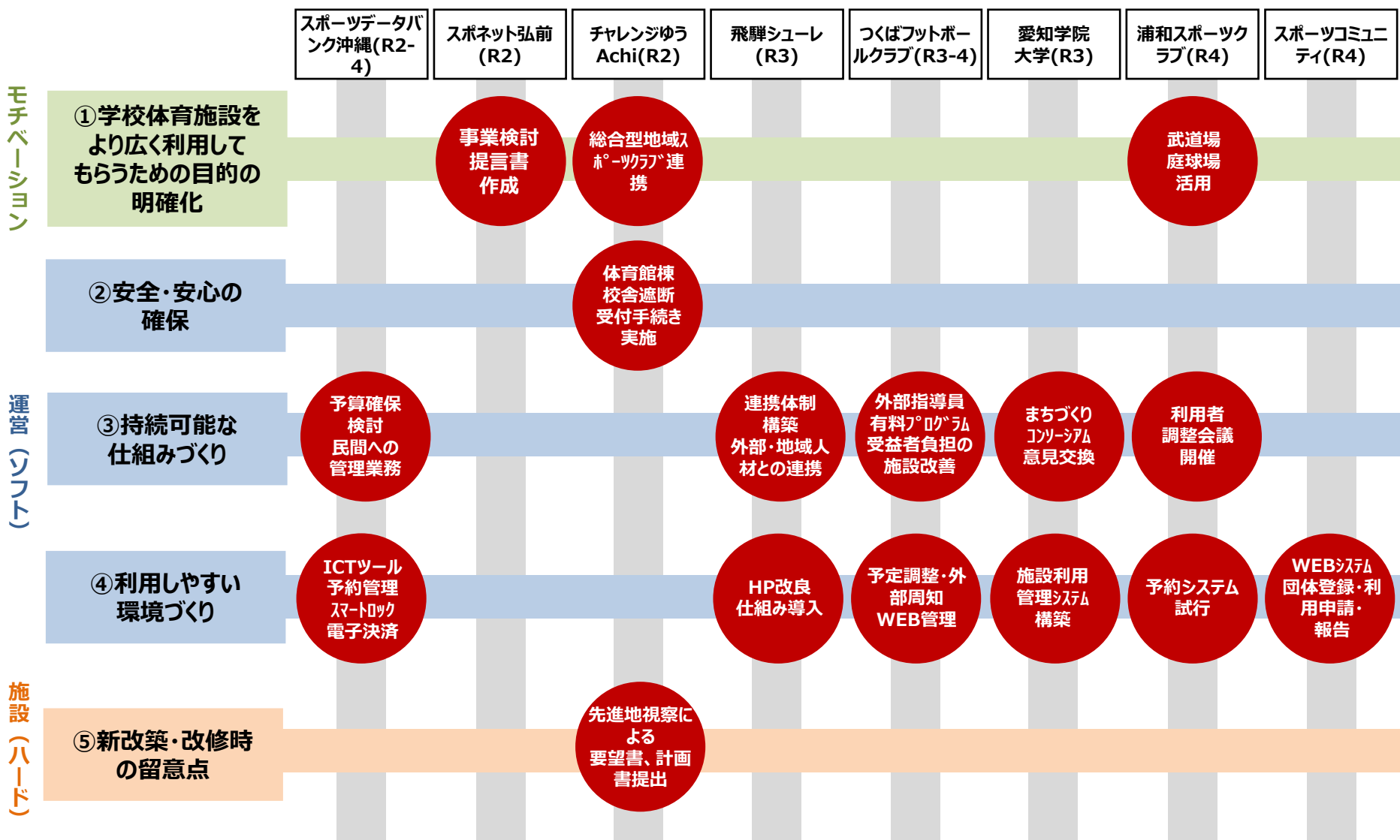
- 調和小学校は、市内の小規模校2校を統合し、平成11年4月に新設校として開校した。新校舎は、義務教育施設としては日本で始めてPFIを導入し、竣工した。また、施設全体の維持管理業務及びプールの運営業務はSPCの業務範囲とされた。
- 平成29年3月にPFI事業は終了したが、**学校施設（プールを含む）の維持管理業務は引き続き民間事業者**に委託。
- 小学校を市民開放施設（屋内温水プール、体育館等）を併設した複合施設として整備。特に**屋内温水プールについては、学校の授業で使用する以外の時間帯は有料で市民に開放**。団体利用と個人利用の双方が可能である。また、運営事業者は市民を対象とした水泳教室等の「サービスプログラム」を市の承認を得て提供していた。



屋内温水プール

学校体育施設の有効活用推進事業 実施内容

● 令和2年度より学校体育施設の有効活用に関するモデル事業を実施



- 詳細な内容が記載された事業報告書は以下のスポーツ庁HPに掲載
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/1380329_00001.htm

学校開放時の受益者負担に基づく利用料設定の事例

● 学校開放時の体育館使用料設定（東京都練馬区の例）

● 使用料算定の基本的な方式

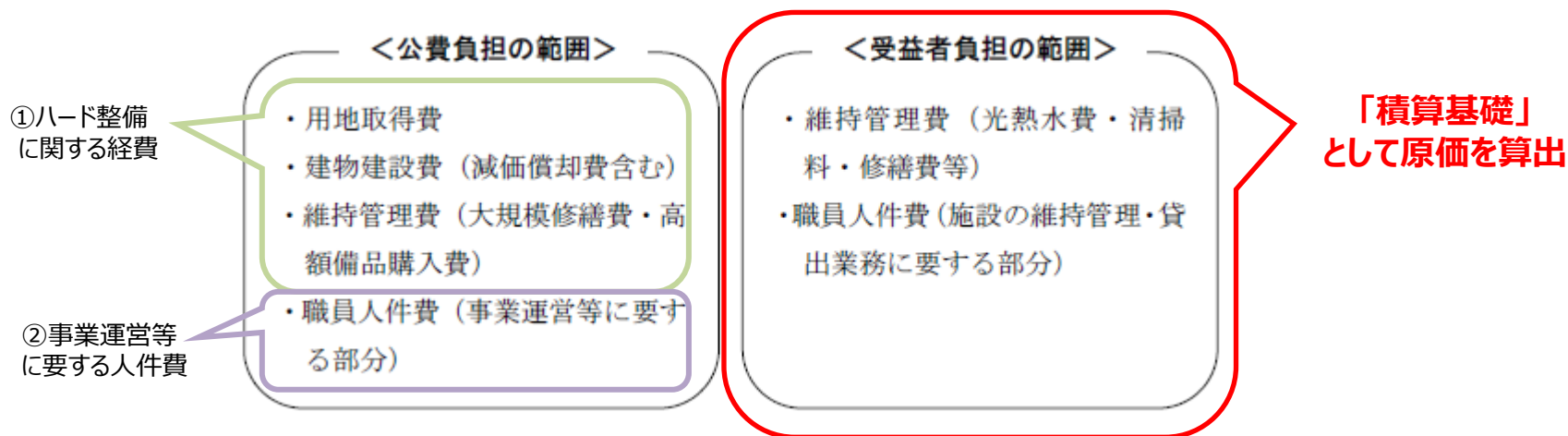
$$\text{使用料} = \text{① 原価} \times \text{② 性質別負担割合} \times \text{③ 減額率}$$

- **原価** : 施設の維持管理費、人件費を基に算定
- **性質別負担割合** : 各施設サービスの性質別分類に基づく受益者・行政の負担する割合（後述）
- **減額率** : 子ども、高齢者など利用者の属性に応じた減額割合
(属性に応じ、免除（100%）、減免（50パーセント）)

①

● 原価設定の基本的考え方

- 受益者負担の範囲＝専ら、区民が日常的に利用する部分に関する経費



学校開放時の受益者負担に基づく利用料設定の事例（続き）

● 学校開放時の体育館使用料設定（続き）（東京都練馬区の例）

① 原価算定的方式

$$\text{原価} = \text{各種別の } 1 \text{ m}^2 \text{ 当たりの時間単価} \times \text{貸出面積}$$

※施設種別ごとに、

- ・「1m²あたりの時間単価」を設定する施設（**体育館**のほか、地域集会施設、運動場など）と
- ・「その他」の施設（農園、少年自然の家等が該当）に大別

● 1 m²当たりの時間単価 算出式

- ① 建物の維持管理費（1 m²当たり）

$$= \text{建物全体の維持管理費} \div \text{建物全体の面積}$$
- ② 建物の維持管理に要する人件費（1 m²当たり）

$$= \text{建物全体の維持管理に要する人件費} \div \text{建物全体の面積}$$
- ③ 貸出業務に要する人件費（1 m²当たり）

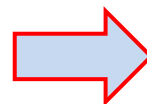
$$= \text{貸出業務に要する人件費} \div \text{貸出部分（室）の面積}$$
- ④ 1 m²当たりの時間単価

$$= (\text{①} + \text{②} + \text{③}) \div \text{年間開館時間}$$

注)

- ・建物全体の維持管理費
- ・建物全体の維持管理に要する人件費
- ・貸出業務に要する人件費

については、決算等の数字から算出



**学校体育館
1.1円**

学校開放時の受益者負担に基づく利用料設定の事例（続き）

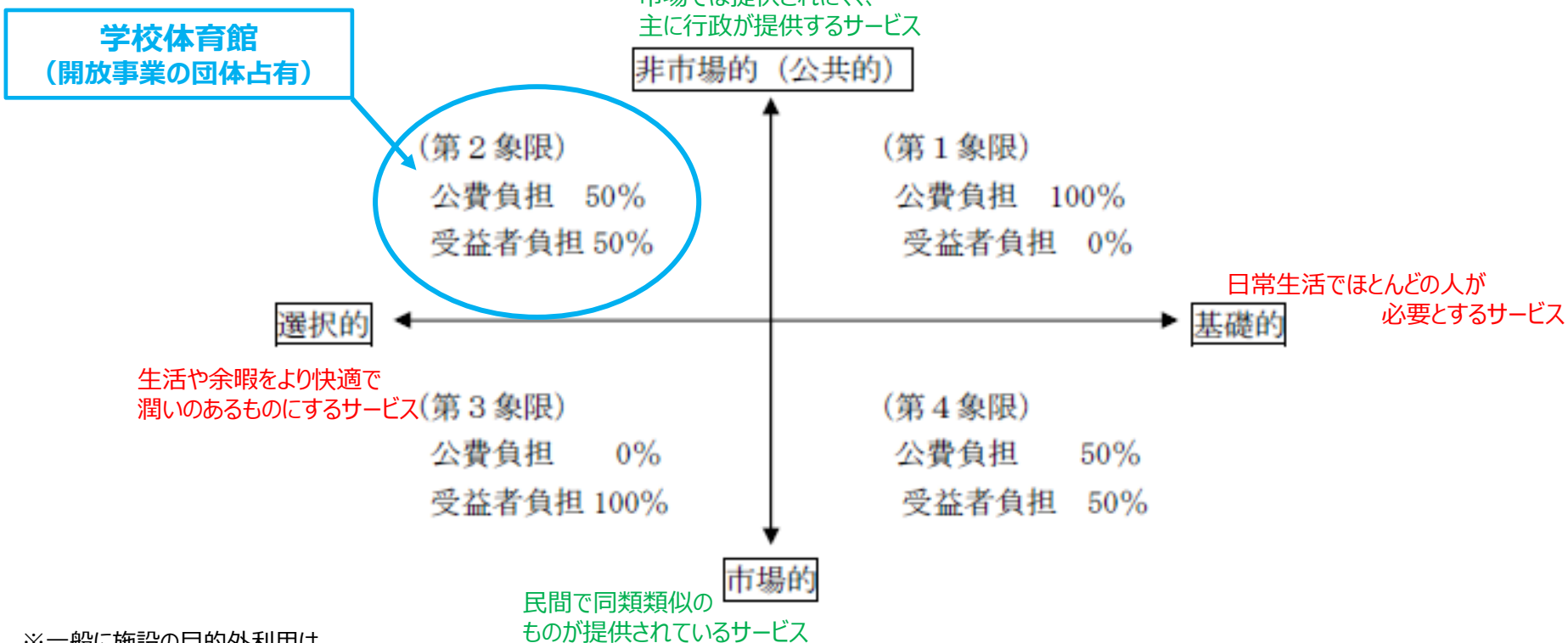
● 学校開放時の体育館使用料設定（続き）（東京都練馬区の例）

② 性質別負担割合

下図に基づき決定

※ポイント

- ① 横軸：基礎的か、選択的か
- ② 縦軸：市場的吗、非市場的吗



※一般に施設の目的外利用は「第3事象（受益者負担100%）」として対応するが、体育館は大規模であり、民間での提供が難しいことから、第2事象の位置づけとなる

参考：練馬区「使用料の基本的考え方-改定版Ⅱ-」（平成25年（2013年）3月（令和3年1月一部改定））p.9
(https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/gyokaku/shisetsu/shiyoryo.files/siyouyounokangaekata2_R301.pdf)

● 使用料の具体的な計算例

● 基本計算式

使用料 = ① 原価 × ② 性質別負担割合 × ③ 減額率

cf. 学校体育館（開放事業の団体占有）
= 50%

例）学校開放時のA小学校体育館（施設面積600㎡）の場合

原価：1㎡当たりの時間単価1.1円 × 施設面積600㎡ = 660円

cf. 1㎡当たりの時間単価
（学校体育館）1.1円

1時間当たりの使用料：原価660円×性質別負担割合50% = 300円
（百円未満四捨五入）

※そのほか減額がある場合は、減額率を乗じて計算

◆学校体育施設の有効活用（手引き・委託事業報告書）

地域の身近なスポーツの場づくりとしての学校体育施設の有効活用

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/1380329_00001.htm

◆体育・スポーツ施設現況調査

調査結果の概要（令和3年度 速報値）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/toukei/chousa04/shisetsu/kekka/1368165.htm

統計データ

政府統計の総合窓口（e-Stat）

<https://www.e-stat.go.jp/statsearch/files?page=1&toukei=00402101&tstat=000001088795>

◆練馬区「使用料の基本的考え方－改定版Ⅱ－」

（平成25年（2013年）3月（令和3年1月一部改定））

https://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/gyokaku/shisetsu/shiyoryo.files/siyouryounokangae_kata2_R301.pdf

ご清聴ありがとうございました



【お問い合わせ先】

スポーツ庁 参事官（地域振興担当）付 施設企画係

TEL : 03-5253-4111（内線3773）／ Mail : stiiki@mext.go.jp

お気軽にご連絡いただくと幸いです